

民間GAP認証取得支援事業実施要領

平成30年5月18日決裁

第1 目的

本県では、安全な農産物の生産、環境の保全、農業者の労働安全を通じ、県産農産物のより一層の安全性と信頼性の向上のため、県内全ての農業者に対してGAPの取組を推進している。

また、GLOBALG.A.P、ASIA GAP、JGAPといった民間のGAP認証は、農業者のGAPの取組状況を外部に示す有効な手段であり、大手流通業者等の中にはGAP認証を取引要件とするところもでてきているほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の農産物の調達要件にもなっている。

そこで、県内農業者にGAPの取組を推進するため、地域のモデルとなる農業者等によるGAP認証の取得を支援し、農業者の経営安定と県民への安全な農産物の安定供給を図る。

なお、本事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成30年4月1日付け29生産第2347号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び農業生産工程管理推進事業交付金実施要領（平成30年4月1日付け29生産第2352号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「国実施要領」という。）その他関連通知によるものとする。

第2 事業内容

事業実施主体及び事業内容等については別表1のとおりとする。

第3 支援対象となるGAP認証

本事業の支援対象となるGAP認証は、GLOBALG.A.P、ASIA GAP及びJGAPとする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の公募

- (1) 知事は、本事業の実施に当たり、事業実施主体を公募により採択するものとする。
- (2) 事業実施主体になろうとする者（以下、「事業応募者」という。）は、(1)の公募を受けて、事業実施計画を様式第1号により作成し、住所地を所管する農林振興センター所長に2部提出するものとする。
- (3) 農林振興センター所長は、(2)に基づき事業実施計画の提出があった場合、事業実施計画書を確認し、内容が適切であると認められるときは、農産物安全課長に進達するものとする。
- (4) 農産物安全課長は、事業実施主体を公募するごとに、事業応募者が本事業の要件に合致するか、事業応募者から提出された事業実施計画が適切であるか等について書面審査を行うものとする。
- (5) 当該書面審査に合格した事業実施計画に記載された事業実施経費（補助対象経費に限る。以下同じ。）の積算額の合計が、本事業の予算の範囲を超過することとなった場合には、その超過することとなった採択において、別表2に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い順（ポイントが同じ事業応募者間にあつては、1経営体当たりの額（事業実施経費を取組経営体数で除した額）が低い順）に本事業の予

算の範囲内で、事業実施主体を選定するものとする。

(6) 農産物安全課長は、(5)の審査の結果、事業主体として採択する場合は様式2号により事業実施計画を承認し、その旨を通知するものとする。

また、不採択の場合は、様式第3号により、その旨を通知するものとする。

2 実施計画の変更

事業実施主体は、事業計画を変更する場合、計画変更承認申請書を様式1号により作成のうえ、1に準じて提出し、承認を受けるものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式4号の交付決定前着手届を1に準じて提出するものとする。

第5 助成

県は、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費につき、別表1に定めるところにより補助するものとする。

第6 事業報告

1 成果報告書

(1) 事業実施主体は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月10日までのいずれか早い方までに、事業の成果について、様式5号により成果報告書として取りまとめ、事業実施計画書を提出した農林振興センター所長に提出するものとする。

(2) 農林振興センター所長は、(1)に基づく成果報告書を確認し、内容が適切であると認められるときは、農産物安全課長に進達する。

(3) 農産物安全課長は、(2)により進達された成果報告書について事後評価を行い、その結果を公表する。

2 改善計画書等

(1) 成果目標が達成できていない事業実施主体は、成果目標の達成に向けた改善計画書を様式6号により、第4の1に準じて提出するものとする。

(2) 農産物安全課長は、成果目標が達成できていない事業実施主体に対し、農林振興センター等関係機関と連携し、指導及び助言を行うものとする。

(3) 当該事業実施主体は、(1)に規定される改善計画書に基づく取組の終了後、第6の1に準じ、改善後の成果報告をするものとする。

3 事業の遂行状況の報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求められることができるものとする。

第7 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月18日から施行する。

別表 1

民間GAP認証取得支援事業の事業主体、事業内容及び補助対象経費、採択要件、補助率

事業実施主体	事業内容及び補助対象経費	採択要件	補助率
<p>農業者</p> <p>農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p> <p>農業協同組合</p> <p>その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）</p> <p>農業の専門学科を有する教育機関（授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている機関又は位置付けることとしている機関に限る。）</p> <p>その他県が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>地域のモデルとなる農業者等の認証取得の支援</p> <p>地域のモデルとなる農業者等が、新規にGAP認証を取得するのに当たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を助成する。ただし、アの取組は必須とする。</p> <p>ア 認証審査</p> <p>イ 認証取得に係る環境整備（農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。また、取得単価が50万円未満のものに限る。）</p> <p>ウ 研修指導の受講</p>	<p>1 支援対象のGAP認証を新たに取得する者であること。</p> <p>2 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得する事を確約する者であること（ただし、農業の専門学科を有する教育機関を除く。）。</p> <p>3 S-GAP実践農場またはS-GAP実践農場2020であること。（事業年度中に、S-GAP実践農場またはS-GAP実践農場2020になることが確実であることを含む）。</p>	<p>事業費の定額（ただし、国実施要領等で別に定める上限の範囲内）とする。</p>

別表2

民間GAP認証取得支援事業の選考基準

本事業における事業実施主体の選考基準について、項目、採点基準及びポイントは次のとおりとする。

ポイント項目	採点基準	ポイント
団体認証	団体認証の申請である場合の取組経営体数 a 50人以上 b 30人以上 c 10人以上	a 3ポイント b 2ポイント c 1ポイント
農業教育機関	農業の専門学科を有する教育機関	2ポイント
実需者からの取引要件への対応	実需者から求められる海外輸出又は国内向けの取引要件への対応（海外輸出向け及び国内向けいずれにおいても実需者から取引要件として求められている場合は、海外輸出向けの取引要件への対応を選択） a 海外輸出向けの取引要件への対応 b 国内向けの取引要件への対応 ※a、bともに具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を書面で確認できること。	a 2ポイント b 1ポイント
認証の種類	取得しようとする認証の種類 a GLOBALG. A. P b ASIAGAP c JGAP	a 3ポイント b 2ポイント c 1ポイント
認証の新規取得	認証を新たに取得しようとするもの	2ポイント

様式1号

番 年 月 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事業実施主体名

代表者氏名

住所

電話番号

印

○年度民間GAP認証取得支援事業の実施計画の(変更)承認申請について

民間GAP認証取得支援事業実施要領(平成30年5月18日農林部長決裁)第4の1の(2)に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請します。

- (注) 1 関係書類として、別添様式1号を添付すること。
2 必要に応じて知事が指示した書類を添付すること。

別添様式1号

○年度 民間GAP認証取得支援事業 事業実施計画書（成果報告書）

1 事業主体

(1) 氏名または名称（法人、団体にあつては代表者の職氏名も記入）

(2) 住所または所在地

2 事業の目的

3 事業内容

(1) 認証審査

取得するGAP認証 (対象品目)	構成員数 (団体認証の場合)	審査受検時期等
		(審査受検時期) (認証取得時期)

※取得するGAP認証のバージョンも記載すること。

(2) 認証取得に係る環境整備

環境整備の内容	GAP認証取得に必要な理由	整備時期

※環境整備の内容ごとに、GAP認証取得に必要な理由を記載すること。

(3) 研修指導の受講

研修指導の内容	指導時期

4 事業予算（決算）

区分	金額	備考（積算の根拠）
1 認証審査		
2 認証取得に係る環境整備		
3 研修指導の受講		
事業費合計		
補助金の額		

※審査員旅費及び研修講師旅費は、審査費用及び研修指導料と分けて記載すること。

※実績報告時においては、上段の括弧内に予算額を記入し、下段に実績額を記載すること。

5 添付資料

- (1) 法人又は団体の概要書（構成員、生産、販売等の概要）
- (2) 団体の規約、構成員一覧
- (3) 事業費の根拠となる資料（参考見積書、資材等のカタログ など）
- (4) （実需者からGAP認証取得を求められている場合）実需者の具体的名称や認証が必要な時期を確認できる資料
- (5) 取得したGAP認証の認定証の写し（実績報告時）
※やむを得ない理由により年度内に審査受検が困難な場合は、審査会社との契約書の写し
- (6) その他、知事が必要と認める資料

様式2号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者名 様

埼玉県知事

民間GAP認証取得支援事業の事業実施計画の承認について（通知）

○年○月○日○号で申請のあった事業実施計画については、民間GAP認証取得支援事業実施要領（平成30年5月18日農林部長決裁）第4の1の(6)に基づき承認します。

様式3号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者名 様

埼玉県知事

民間GAP認証取得支援事業の事業実施計画の不採択について（通知）

○年○月○日○号で申請のあった事業実施計画については、民間GAP認証取得支援事業実施要領（平成30年5月18日農林部長決裁）第4の1の(6)に基づき審査したところ、不採択となりましたのでお知らせします。

【不採択の理由】

様式4号

○年度民間GAP認証取得支援事業費補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

事業実施主体名
代表者氏名 印

○年度民間GAP認証取得支援事業実施計画に基づく下記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

1 交付決定前着手を必要とする理由

2 事業内容

事業主体名	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日

条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式5号

民間GAP認証取得支援事業の成果報告（〇年度）

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

事業実施主体名
代表者氏名 印

民間GAP認証取得支援事業実施要領（平成30年5月18日農林部長決裁）第6の1の
(1)の規定により別添のとおり報告します。

（注）別添様式1号による成果報告書を添付すること。

(あて先)
埼玉県知事

事業実施主体名
代表者氏名 印

民間GAP認証取得支援事業改善計画について(〇年度)
〇年度において、実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

(年)		(年)	
当初目標 (年)	実績値	当初目標 (年)	実績値

(2年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。)

3 当初実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

(改善計画は1か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制